しごと分野 1.

1-1 農林業の振興





















就業者の高齢化や後継者層の都市部への流出による就業者の減少、水田農業に係る国の 支援制度の見直しへの対応、そして食の安全や食糧自給に対する関心が高まる中、農林業 を持続可能な産業としていくためには、農林業に携わる人が安定した所得を確保でき、安 心して農業を続けていくことができる環境を整えることが必要です。

そのために、地域における将来像や地域特性を踏まえたさまざまな取り組みを推進して いきます。

農業所得の向上に向けて、米価を安定させ収益を確保しながら稲作を継続させるため、 スマート農業の取組などによる生産コストの削減を行いながら、需要に応じた米の作付け を進めます。転作作物については、収益性の高い野菜、果樹、花卉などの生産を支援する こととし、一方でこれらの高収益作物は機械化による省力化に限界があり、生産量を増や していくことが難しいことから、飼料用米や粗飼料生産への転換や、大規模化・省力化が 可能な麦・大豆・子実用トウモロコシなどの生産拡大にも取り組みます。また、農業経営 基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」を土台として、新たに「地域計画」を策 定することから、各地域における目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、地域と担い 手の意向に沿った農地の維持、活用を図り、収益性の高い農畜産物の生産や、環境に配慮 した農業の取組、生産基盤、施設整備を支援します。

中山間地については、中山間地域等直接支払交付金制度の維持による集落の維持を前提 として、担い手を確保できる地域については生産効率向上のための圃場整備の実施、また 担い手の確保が困難な地域については粗飼料生産への転換など新たな営農形態への転換な ど地域の状況を踏まえながら必要な支援策を実施していきます。

担い手不足への対応として、県内他地域に先駆けて進めてきた農地中間管理機構を利用 した農地の集積に加え、地理的な集約を進めるとともに、スマート農業をより一層推進し、 省力化等による作業効率の向上に取り組みます。また、子どもたちなど将来世代へ農業の 魅力を伝え、農業への関心を高める取組の充実を図りながら、関係機関と連携し新規就農 者の確保に取り組むとともに、国・県事業の活用や市単独事業により営農継続を支援して いきます。

花巻産の農畜産物に付加価値を生み出すため、地域の農畜産物等を加工した特産品の開 発を支援します。

林業については、森林環境譲与税を活用し森林整備を推進することとし、作業道整備等 の支援策により、合板材の素材や、カーボンゼロへの取組としても注目されるバイオマス 発電の燃料としての木材供給などに対し、林業関係団体や山林を所有する個人が参入しや すい環境の創出に取り組むほか、公共施設等の木質化に市内産材を利用することについて、

森林環境譲与税や国県補助金の活用も視野に可能性を探っていくとともに、森林の保全を 推進するための意識啓発を図ることとし、以下の施策を展開します。

- (1)農業生産の支援
- (2)担い手の育成
- (3)生産基盤の整備
- (4)特産品の開発
- 森林資源の活用の推進 (5)
- (6) 森林の保全

1-2 商工業の振興















商業においては、市内外における大型商業店舗の進出やショッピングモールの形成が進 む一方で、従来の商店街の活力が減退しており、工業においては、近隣自治体に大規模工 場の立地や既存工場の拡張などの影響により、市内企業において人材(労働者)の確保が 難しくなっています。このような背景から、市内商工業の持続的な経営を図りながら、地 域経済の発展と市民の利便性の確保を両立させていく必要があります。

そのために、各地域では、歴史や景観など地域の特色を活かした魅力づくりと中心市街 地における空き店舗を活用した創業支援を進めるとともに、立地適正化計画区域内の商業 地域においては、リノベーションの推進により若者の流入を促す魅力的なエリアの形成を 図り、市内に立地しているショッピングモール等との差別化・共存が図られた利便性の高 い商業地域の形成に取り組みます。

また、市内企業の競争力を向上させ、経営の安定化を図るため、企業による技術革新や DX等による経営手法の改善、新分野への参入、新たな設備投資に対する総合的な支援を 行います。

新規創業や新事業への展開の支援を行い、市内企業の育成と発展を図るとともに、市内 における就業先の選択肢を拡充し、経済的発展を促進するため、県南地域で集積が進む半 導体や自動車産業のほか、本市の恵まれた高速交通網を生かした流通企業など幅広い分野 の企業の誘致と、既に立地している企業への新増設を含む包括的なフォローアップのほか、 市による産業団地の整備とあわせ、民間事業者による積極的な産業用地の開発を促進する 必要があることから、開発に参入する事業者に対する支援の充実を図ることとし、以下の 施策を展開します。

(1) 魅力ある商業地域の形成

- (2) 技術力・経営力の向上
- (3) 起業の推進
- (4) 企業誘致の推進

1-3 観光の振興











本市は、魅力的な観光資源である国内有数の花巻温泉郷を有しております。まちの賑わいの創出、経済活動の活性化を図る上で、花巻温泉郷を中心とした持続可能な観光地域づくりの取組を推進する必要があります。

そのために、国内の人口減少の状況に鑑み、従来のように入込客数の増加を狙うばかりでなく、市内における旅行消費単価を上げることにより経済効果を高める必要があることから、宿泊事業者等が行う魅力向上や付加価値を生み出す改修等について国の補助事業等の導入を支援するとともに、花巻温泉郷以外の新たな観光資源の掘り起こしや魅力を発信し、個人客の満足度を向上させうる、豊富な観光資源を活用した花巻市ならではの、付加価値を提供する体験メニューの構築を進め、国内観光客のみならず外国人観光客の一層の誘客促進に取り組みます。

また、コロナ禍以降団体旅行から個人旅行への移行が顕著になっている現状を踏まえ、 国内外の観光客が必要な時に必要な情報を入手できる、効果的な情報発信がこれまで以上 に重要になっていることから、観光協会のホームページの多言語化やSNSの充実による 細やかな情報発信に取り組み、豊富な温泉群や観光資源への誘客を促進します。

さらに、本市では、新幹線駅や空港などの交通拠点と、温泉宿泊施設や日帰り入浴施設等、そして観光施設、観光資源が市内に点在しており、目的地をスムーズに移動できる環境を整備し市内回遊を促すとともに、内陸のみならず三陸を含めた周遊観光をはじめ、北東北エリアを中心とした観光地との連携による新たな観光メニューの構築に取り組むことで、市内宿泊施設への誘客を促進します。

観光関連産業における人材不足の影響が見受けられる中、人材不足対応の効果以外に、 旅行者の利便性向上や周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等の効果が 期待される観光DXの推進に取り組むこととし、以下の施策を展開します。

- (1) 観光の魅力向上
- (2) 観光情報の発信
- (3) 移動しやすい観光地

1-4 市内企業への就業の促進











市内企業が持続的な経営を実現するためには、安定的に労働者を確保する必要がありま す。

そのために、市ホームページを活用した市内企業を紹介する企業検索サイトの充実を図 るとともに、市内企業にも情報発信の重要性を知ってもらうための効果的な手法を取得し てもらい、その上で若者や求職者へ市内企業の魅力を官民一体となって効果的にPRしま す。また、労働者が求めるジェンダーギャップの解消やハラスメントの防止、子育て支援 への対応も含めた働きやすい職場環境の構築に向けて様々な支援を行うことにより、市内 企業が高い採用力を持ち、求職者に選ばれる企業となることを目指します。

また、市民に対しては、企業が求める技術や能力を身につけられるよう、リスキリング を含むキャリア教育に取り組むとともに、勤労青少年ホームの活動や勤労者への資金貸付 による経済的支援を通じて勤労者福祉の向上にも取り組むこととし、以下の施策を展開し ます。

- (1) 人材の育成・確保
- (2) 勤労者福祉の向上

2. 暮らし分野

2-1 環境の保全























地球規模の環境問題が深刻化している中、本市の豊かな自然環境を守り、新たな潤いと 安らぎのある環境を創造し、次世代に引き継いでいくことは、私たち市民に課せられた大 きな使命です。

国は、令和 2 (2020) 年 10 月にパリ協定を踏まえた、「2050 年カーボンニュートラル」 を宣言し、翌令和3(2021)年10月には、2030年度において、「温室効果ガスを2013年度 から 46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていく」との方針を 打ち出しています。岩手県では国よりもさらに高い 57%削減目標を掲げています。市にお いてもこの動きに呼応して削減目標●●%を実現するために、市民一人ひとりが地球温暖 化の防止や自然保護について理解と関心を持って行動できるよう周知に努めるとともに、 自然環境の保全を前提とした再生可能エネルギーの導入の検討を進めます。

早池峰国定公園をはじめとする本市の自然公園など、恵まれた自然環境を保全するため、 自然保護対策に取り組むとともに、市民の安全で快適な暮らしのため、地域の清掃活動や 花いっぱい運動による環境美化に取り組むほか、長年にわたる悪臭被害の解決に向け、岩 手県との連携を強化します。

令和4年6月に新規制定された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 により、包括的に資源循環体制を強化することが努力義務とされたことから、プラスチッ ク容器包装以外のプラスチック使用製品の回収について検討するほか、ごみの排出量の削 減のため、食品ロスの削減や紙のリサイクルなどを推進し、循環型社会の構築に取り組み ます。

人と自然を豊かに育てるまちを築くため、地域や団体、事業所、各家庭等、全ての市民 の理解と協力により、以下の施策を展開します。

- (1)地球温暖化の防止
- 自然環境・生活環境の維持・保全 (2)
- (3)公害の防止
- (4)循環型社会の構築
- 花のあるきれいなまちづくり (5)

2-2 生活基盤の充実













されていることが必要です。

そのために、安全で利便性の高い主要幹線道路、都市計画道路、生活道路や橋梁をはじめ、歩道等の交通安全施設の整備を進めます。市民の移動手段として欠くことのできない幹線バス路線や鉄道といった利用しやすい公共交通を維持するための取組を推進することと合わせ、交通手段をもたない市民の通院や買い物のための交通手段の確保として、地域の助け合いによる取組の支援や、福祉タクシー、通院交通費助成等を継続するほか、交通空白地については、デマンド型交通を導入します。

安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅の適正な維持管理を図るほか、民間 事業者による優良な宅地開発を支援します。

汚水の適切な処理のため、汚水処理施設の長寿命化を図るとともに水洗化を促進し、岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づく長期的な施設の在り方の検討を進めます。加えて、安全で快適な公園の整備のために芝生化を進めるほか、新規整備の検討も含め地域の拠点となる公園の整備充実に取り組みます。今後さらに重要となる情報通信環境の充実に向け、民間事業者による施設整備を要望していくほか、テレビ難視聴の解消に向けた取組の支援を検討するなど、全ての市民が平等に情報へアクセスできる環境の整備に取り組むこととし、以下の施策を展開します。

- (1) 道路環境の充実
- (2) 公共交通体系の確保・整備
- (3) 住宅の安定確保
- (4) 汚水の適正な処理
- (5) 安全で快適な公園づくり
- (6) 地域における情報環境の整備

2-3 日常生活の安全確保







市民が安全で安心な日常生活を送るためには、消費者問題をはじめとする暮らしの中での悩みや心配ごとの相談に応じ、その悩みや心配ごとの解決に向け支援する体制の整備や、 交通安全の確保、犯罪の被害を未然に防ぐ取組が必要です。

そのために、市民からの相談に対し的確に対応できるよう、相談業務に当たる職員の研修機会を確保し専門的な知識と支援スキルを高め、必要に応じて関係機関と連携して対応することで、市民の満足度の向上を図ります。また、市民の交通安全意識の向上による交通事故防止と、特殊詐欺を含む犯罪被害の防止に向けて、関係団体と連携して地域ぐるみの防犯活動の取組をさらに推進することとし、以下の施策を展開します。

- (1) 生活相談の充実
- (2) 交通安全の推進
- (3) 防犯活動の推進

3. 健康・いのち分野

3-1 健康づくりの推進

















市民が心身ともに健康に暮らしていくためには、自らが健康づくりに関心を持つととも に、保健や医療など関係機関が連携した総合的な健康づくりの推進が必要です。

そのために、各種健診(検診)の受診率向上とあわせ、個人や団体で気軽に取り組める健 康づくりや健康に関する意識の向上を図る取組など、市民の健康づくりを支援します。

安心して出産や育児ができるよう、市内産科医療機関における医師等の確保支援や、岩 手中部病院を核とした小児科の充実もあわせた周産期医療の確保に取り組みます。また、 妊娠から出産までの各段階における健診、相談、通院等への支援や、産後の心身の負担を 軽減することを目的とした保健師訪問や宿泊型を含む産後ケアなど、母子保健を推進する 取組の充実を図ります。さらに、不妊治療に要する経済的負担の軽減や、妊産婦の医療費 助成の拡充などに取り組みます。

全ての市民が安心して医療を受けることができるよう、花巻市医師会・歯科医師会のほ か、岩手県医療局や岩手医科大学との連携により、市内医療機関の維持や診療体制の確保 を図ります。健康づくり分野におけるDX活用について、医療機関の少ない地域における 診療体制確保など活用可能な分野について検討することとし、以下の施策を展開します。

- (1)健康づくりの支援
- (2)母子保健・周産期医療の充実
- (3)地域医療の充実

3-2 福祉の充実















少子高齢化が進行する中、誰もが地域で安心して生活を送るために、通院や買い物のた めの交通手段の確保をはじめ、ごみ出しや除雪などを地域の住民が共に助け合い実施する 仕組みづくりが望まれることから、介護予防・日常生活支援総合事業による地域の支え合 い体制づくりを進めるとともに、より多くの地区で共助の取組が推進されるよう、花巻市 社会福祉協議会及び地域包括支援センター、コミュニティ会議等と連携して地域の課題を 把握し、その課題をより多くの住民と共有する取組を進めます。

老人クラブ等高齢者の自主組織を支援することにより高齢者の生きがいづくりを推進 するほか、地域における見守りの要となる民生委員・児童委員の負担軽減を図り、担い手 を確保するため、ICT技術を活用した業務の負担軽減に取り組みます。加えて、福祉サ ービスを必要としている人が適切にサービスを受けられるよう、相談・支援体制や施設の 充実を図るとともに、各施設における介護人材の確保を支援します。

障がいのある方の自立を支援する取組として、就労移行支援など就労につながる支援を 推進するほか、重症心身障がい児や医療的ケア児、精神障がいやひきこもり状態にある当 事者などへの支援体制を構築し支援の充実を図るため、以下の施策を展開します。

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実

3-3 地域防災力の向上







地震や風水害をはじめとした自然災害のほか、事故や火災など予期せぬあらゆる危機から市民の生命と財産を守るためには、防災対策や消防力の充実が必要です。

そのために、行政の役割として、指定緊急避難場所及び指定避難所の充実を図ることと合わせ、必要とされる災害用物資の確保と備蓄を計画的に進めるほか、地域コミュニティや自主防災組織と連携し、安定的に避難所運営を継続する体制の構築に取り組みます。また、市民一人ひとりに、災害情報の伝達と正しい防災知識を持ち防災意識を高める啓発活動を行います。

地域の役割としては、市内全地域の自治会等で結成された自主防災組織が中心となり、 住民を対象とした防災訓練の充実等を通じて、地域における防災体制の強化を推進します。 近年、全国各地で異常気象や気候変動による大雨や洪水、地震等の自然災害が頻発、激甚 化していることから、堤坊の整備について、国への要望を継続し、その実現を目指すほか、 土砂災害の危険性を伴うエリアの崩落防止の対策、住宅の耐震化や危険なブロック塀の除 去等への支援を行い、災害に強いまちづくりを目指します。

平時、災害時を問わず、迅速かつ的確に消防・救急活動を行うため、消防施設の充実や消防力の強化を図ります。さらに、消防団の組織体制の活性化を推進するほか、市民や民間事業所等への防火・救急講習会を実施し、防火意識の高揚を図り、予防消防の強化に取り組むこととし、以下の施策を展開します。

- (1) 危機管理体制の強化
- (2) 自然災害対策の強化
- (3) 消防力の強化
- (4) 救急救助体制の強化

4. 子育て・人づくり分野

4-1 子育て環境の充実





















少子化の進行に加え、核家族やひとり親家庭の増加など家族形態の多様化、地域のつな がりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中で、花巻の次世代を担う子どもた ちを健やかに育むためには、子育て環境の充実を図る必要があります。

そのために、保育士確保の取組を継続して実施し、保育園等における待機児童の解消を 図るほか、子どもの一時的な預かりに対応できる体制の充実や保育サービスの拡充、子育 て世帯の経済的負担のさらなる軽減について検討を行います。近年需要が高まっている学 童クラブについては、支援員の確保による保育環境の充実や施設の充実と合わせ、経済的 な支援を必要とする世帯の保育料減免の拡充について検討を進めます。

また、子どもの心身の健全な発達や基本的生活習慣の定着など、子育てに関する基本的 な知識を、保護者や子育てをサポートする方々が学ぶことができるよう、家庭の教育力向 上を図る相談体制の充実を図るほか、情報発信や講座開設などの取組を進めます。

就学前教育では、小学校へのスムーズな接続を目指し、学校生活や地域社会に適応して いけるよう子どもの育ちをサポートするプログラムを関係機関と連携しながら推進します。 また、少子化に伴い、一定規模での集団活動など適正な保育環境の提供が難しい小規模な 公立保育園の今後の在り方について、保護者や地域の方々と協議しながら検討していくこ ととし、以下の施策を展開します。

- (1)子育て支援の充実
- (2)家庭の教育力向上
- (3)就学前教育の充実

4-2 学校教育の充実

















将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手となる児童生徒一人一人が 幸せや生きがいを感じ、夢と希望を持ちたくましく育つためには、学校教育の充実を図る 必要があります。

そのために、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、児童生徒の確かな学力の育成 や健やかな体の育成を図るとともに、郷土を愛し、自己肯定感や思いやりのある豊かな人 間性を育むため、他者とのつながりやかかわりの中で体験的に学ぶふるさと学習等の充実 を図ります。

また、全ての子どもが毎日いきいきと学校生活を送ることができるように、障がいのあ

る児童生徒や医療的ケア児、外国人児童生徒など多様なニーズを有する児童生徒への支援 体制の充実を図るほか、不登校児童生徒への支援の充実を図り、学びの場の確保に努めま す。

さらに、家庭や地域との連携・協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの活動を促進するほか、保護者や地域の理解を得ながら、学校の適正規模・適正配置の検討や施設設備等の教育環境の改善を図るとともに、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組みます。また、県立高等学校の教育活動の充実のため、学校関係者や地域と連携を図るほか、魅力ある私立学校の運営を支援することとし、以下の施策を展開します。

- (1) 学力・体力の向上
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) 特別支援体制の充実
- (4) 教育環境の充実

4-3 生涯学習の推進





市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、その生涯にわたって学習することができる環境づくりが必要です。

そのために、市民が知識や経験を得る機会を市が積極的に提供していくこととし、市が主催する社会教育の手法を用いた生涯学習講座の充実を図るとともに、市民が自主的に多様な生涯学習活動を行うことができるよう、活動場所の確保や講師派遣などの支援を行うほか、市民が自らの活動の成果を発表する機会の提供に努めます。また、新花巻図書館の建設を進めます。

地域振興のための方策の一つとして、地域における社会教育の手法を用いた講座事業などの実施が有効であることから、地域コミュニティや自治公民館等が行う講座等に対して必要な支援を行います。

市民が本市の伝統や文化を尊重し郷土を愛するとともに、他の地域や他国の文化も尊重できる心を養うために、国内国外の友好都市との交流事業を推進するほか、市民の国際理解及び多文化共生への理解を推進します。また、中学生及び高校生を国際姉妹都市等への派遣を通じて、子どもたちが世界への眼をひらく契機とすることとし、以下の施策を展開します。

(1) 生涯学習事業の充実

- (2) 地域の生涯学習の推進
- (3) 国際理解と友好都市交流の推進

4-4 スポーツの振興







市民が、いつまでも気軽にスポーツ活動を行えるようにするためには、日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めることが必要です。

そのために、地域におけるスポーツ教室の開催等を通じて、市民が自分の体力や興味に合わせてスポーツを楽しむことができるよう支援を行うほか、中学校における部活動の地域移行に係る受け皿となる総合型地域スポーツクラブの支援を行うとともに、障がいがあってもスポーツを楽しむことができるよう、大会参加等を支援するなど、障がい者のスポーツ環境についても充実を図るなど、全ての市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。また、スポーツ施設については、計画的に改修をしていきます。

競技スポーツについては、各種競技の指導者を養成するため研修会等への派遣支援のほか、トップレベルで活躍する選手の強化や大会参加に対する支援を行い、競技力の向上に 取り組みます。

大規模スポーツ大会などにより、トップレベルの選手のプレーに触れる機会を創出することで、市民のスポーツへの関心を高め、競技者の能力や技術向上への意欲喚起を促すとともに、施設の有効活用や宿泊に伴う産業振興にも資するよう大規模スポーツ大会の誘致を進めることとし、以下の施策を展開します。

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 競技スポーツの推進
- (3) 大規模スポーツ大会の開催

4-5 芸術文化の振興







芸術文化は心豊かな社会の形成に欠かせないものであり、芸術文化の振興のためには、 市民が気軽に芸術文化に親しむことができる環境づくりが必要です。

そのために、市民が身近な場所で、優れた芸術や文化に触れることができるよう、博物館や萬鉄五郎記念美術館等の社会教育施設や文化会館における企画事業の充実を図るほか、市民団体の活動を支援します。また、芸術文化関係施設については、計画的な施設の改修に取り組みます。

本市の優れた先人を顕彰し、その功績の理解を通じて、市民の郷土への愛着と誇りを育むとともに、より多くの方々にその功績を知っていただくため、宮沢賢治記念館をはじめとする市内の各記念館等における企画展や講座の充実を図ることとし、以下の施策を展開します。

- (1) 芸術文化の振興
- (2) 先人の顕彰

4-6 文化財の保護と活用







本市は、県内でも有数の文化財を有しており、これらを市民共有の財産として後世へ引き継ぐとともに、市民が文化財に触れる機会をつくることで、市民の関心や理解を深めることが必要です。

そのために、指定文化財については、その適切な保護や活用を図るため、各種計画等に 基づいた取組を実施するほか、継続して調査を実施している花巻城跡について、本丸跡の 県指定史跡を目指します。さらに、博物館等の展示や企画展の充実を図ることで、市民の 知的好奇心に応えるよう努めます。

本市の歴史を後世に伝え、歴史を通じた新たなまちづくりの視点を今後の行政に役立て 市民に提供するため、新たな知見を加えながら広い視野から花巻の歴史を明らかにする市 史の編さんの取組を進めます。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地における開発行為等との調整を図りながら、 その適切な保存を図るほか、発掘調査成果の説明会や収蔵資料の展示公開により、市民の 関心を高めることに努めます。

地域に伝わる数多くの民俗芸能の伝承を支援するため、発表の機会を確保するとともに、 各団体が行う課題解決に向けた取り組みへの支援を行うこととし、以下の施策を展開しま す。

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 民俗芸能の伝承支援

5. 地域づくり分野

5-1 多様な主体による参画・協働の促進















これまで進めてきた住民主体の地域づくりが、より個性豊かに、活発に行われるために は、より幅広い世代、より多くの住民が、地域づくりに参画できる環境づくりが必要です。

そのために、地域づくりの中心となるコミュニティ会議の活動の充実を図るため、地域 課題の解決や地域づくり活動をサポートする中間支援組織と連携し、若者世代や女性の参 画による活動の活性化を図るとともに、将来にわたって住民主体の地域づくりを推進して いくための組織の在り方等について、検討を進めていきます。

また、市民が積極的に市の実施する事業等に関わることで、市の活性化を図ることを目 指し、まちづくり基本条例及び市民参画条例等に基づく市民の市政への参画と協働の機会 の拡充を図ります。

自治公民館等の地域づくり活動の拠点施設の整備支援や、市民団体等が行う公益的活動 への支援を通じて、市民が地域づくり活動等を行うための環境づくりを推進します。

さらに、市民参画と協働のまちづくりを進めるためには、一人ひとりがお互いを尊重し、 個性と能力を発揮できる環境が重要であることから、男女が対等な立場でまちづくり等に 参画できるよう男女共同参画に対する意識啓発に努めるとともに、性的少数者(LGBT Q) への理解促進やパートナーシップ制度の整備など、すべての人が自分らしく生きるこ とができる環境の創出に取り組むこととし、以下の施策を展開します。

- (1)地域コミュニティ活動の充実
- (2)市政への参画・協働機会の拡充
- 公益的活動への支援 (3)
- (4)男女共同参画の浸透及び多様な性への理解促進

5-2 移住定住の推進







人口減少が進む中で、市の活力を維持していくためには、若者世代や子育て世代を中心 とした移住定住を増やすことが必要です。

そのために、移住定住、結婚を希望する方に対する支援を行うとともに、地方への移住 を考えている方に、住んでみたいまちとして花巻市を選んでいただけるよう、本市の魅力 をはじめ支援内容の効果的な情報発信を行います。

また、地域おこし協力隊を含め移住された方が、将来的に長く本市に住み続けることが

できるよう、地域の方との出会い・仲間づくりの場の創出等を図ることとし、以下の施策 を展開します。

- (1) 移住定住支援制度の充実
- (2) 移住者と地域との交流の場等の創出

- 6. 行政経営分野
- 6-1 効率的で質の高い行政運営









人口減少、少子高齢化が進行する中、市民に満足度の高い行政サービスを提供していく ためには、選択と集中による効率的で効果的な行政運営を行う必要があります。

そのために、行政手続きのオンライン化の拡充を含め、窓口等のサービスの利便性の向上を図る自治体DXを推進するほか、そのために必要な人材の育成と、民間人材の積極的な活用を推進します。

また、市民にタイムリーでわかりやすい市政情報を提供するため、従来の広報紙やソーシャルメディアに加え、動画配信などの手法も活用し、情報発信力の向上を図ります。

行政が担うべき事務事業の範囲が拡大し、周辺自治体をはじめ、地元大学や金融機関等との連携による課題への対応も必要になっていることから、自治体DXの活用も含めて、連携を推進することとし、以下の施策を展開します。

- (1) 自治体DXの推進と人材育成
- (2) わかりやすい市政情報の提供
- (3) 広域的な連携の推進

6-2 持続可能で健全な財政経営







今後、人口減少による財政規模の縮小が懸念されるとともに、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれることから、より一層健全な財政の維持に向けて取り組む必要があります。

そのために、財政調整基金をはじめとする基金と市債残高の管理を確実に行い、かつ適切な基金の活用や市債発行などを行いながら、最小の経費で最大の効果を生み出すよう健全で効果的な財政運営を進めます。また、市税やふるさと納税等の自主財源の確保に努めるとともに、花巻市公共施設マネジメント計画に基づく、施設の長寿命化等により、市有財産の適切な管理を進めることとし、以下の施策を展開します。

- (1) 適正な財政運営
- (2) 自主財源の確保
- (3) 市有財産の適正な管理